水質管理

安全で良質な水をお届けするために

水源からご家庭の蛇口に至るまでのさまざまな過程で水質検査を行い、常に安全で良質な水道水をお届けしています。

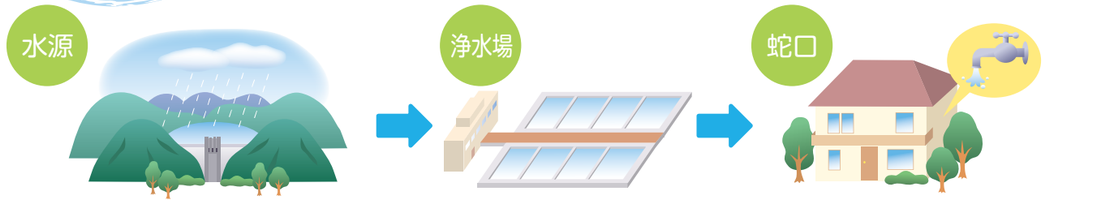

水源となるダム湖では、定期的に臭気物質などの水質調査を行い、水質変化を予測して浄水処理の適正化に努めているほか、魚類監視装置などを用いて常に水質を監視しています。

原水(浄水場で処理する前の水)と浄水処理の各過程で定期的に水質検査を実施しています。また、魚類監視水槽や水質計器により常に水質を監視しています。

配水系統ごとに、市内に毎月検査箇所として26カ所、毎日検査箇所として26カ所を選定し、水質基準項目、残留塩素などの検査をしています。

毎年度、水質検査項目や検査回数を水質検査計画で定め、きめ細かな水質管理を行っています。より安全で良質な水道水をお届けするために、分析方法の調査研究や浄水処理方法の検討も行っています。

定期的に行う水質検査

毎日検査 3項目	■項目／色、濁り、残留塩素 ■場所／配水管末端(水質自動監視装置を含む) ■検査回数／1日1回
水質基準項目 51項目	■項目／一般細菌、大腸菌など ■場所／蛇口、浄水場出口、原水、水源 ■検査回数／項目により水系ごとに設定 (年に2～12回)
その他項目 (放射性物質など)	■項目／放射性セシウム134、137 ■場所／浄水場出口、原水 ■検査回数／年4回

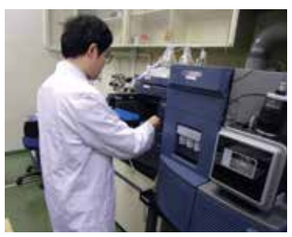

農薬類等を測定する機器
(液体クロマトグラフ質量分析計)

検査の様子
(においの検査)

高精度の機器による検査のほか、人の感覚によるチェックも欠かせません!

水道水質優良試験所規範(水道GLP)認定の取得

仙台市水道局では、水道の水質検査・水質試験結果の信頼性や精度管理が十分に確立されていることを示す「水道GLP」の認定を取得しています。

「水道GLP」は、国際規格であるISO9001とISO／IEC17025の要求事項を、水道事業体が実施している水道水の水質検査の実情に合わせて具体化させた規格で、公益社団法人日本水道協会が審査・認定を行っているものです。

水道GLP認定証

さらに安全・安心な水道を目指して ～水安全管理対応マニュアル～

仙台市水道局では、これまで以上に安全・安心な水道水の提供を実現していくため、平成25年度から「仙台市水道局水安全管理対応マニュアル(水安全計画*1)」の運用を始めました。このマニュアルは、水源から蛇口に至る過程に潜むさまざまな危害(リスク)を事前に洗い出し、その対応方法を定めたもので、危害発生の際に常に迅速・確実な対応が可能となり、水質への影響の未然防止に大きく貢献するものです。

*1 WHO(世界保健機関)が導入を提唱しているもので、食品製造分野で確立されているHACCP*2の考え方を参考としています。
*2 食品原料の入荷から製品の出荷までのあらゆる工程においてあらかじめ危害を予測し、その危害を管理できる重要管理点で継続的に監視することで、食中毒などを起こす不良品の出荷を未然に防止する衛生管理手法です。

仙台の水道水の安全性は、いつもチェックされているんだね!

残留塩素は安全・安心のしるし

水道法では、水道水は蛇口から出る時点で0.1㎎/L以上の残留塩素を保持することが定められており、水道水の中には消毒用の塩素がわずかに残っています。この残留塩素が水を殺菌してくれるおかげで、安心して飲むことができるのです。

ですが、もしも「塩素のにおいが気になる…」という場合は、くみ置きする、あるいは一度沸騰させてから冷まして飲む方法をお試しください。残留塩素が抜け、よりおいしく感じられます。ただし、塩素がなくなると細菌が繁殖しやすくなるので注意が必要です。ふたを閉めて冷蔵庫などに保存し、3日程度で使い切るようにしましょう。